別表六の二(十一)の記載要領第１号(1)中「第68条の９第１項、第４項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)、」を削り、「第68条の11第２項若しくは第３項」を「第68条の11第３項」に、「第68条の13第１項若しくは第２項」を「第68条の13第２項」に、「第68条の15の４第２項若しくは第３項」を「第68条の15の４第３項」に、「、第68条の15の５第２項若しくは第３項」を「若しくは第68条の15の５第３項」に改め、「若しくは第68条の15の６第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除)」を削り、「第25条の２第２項若しくは第３項」を「第25条の２第３項」に、「第25条の２の２第２項若しくは第３項」を「第25条の２の２第３項」に、「第25条の２の３第２項若しくは第３項」を「第25条の２の３第３項」に改め、同号(2)中「(4)に」を「(5)に」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同号(3)中「令和２年改正法」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法」を加え、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(6)を削り、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)中「(4)」を「(5)」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法第68条の13第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)、第68条の15第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の６の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六の二(十一)の記載要領第11号中「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同第11号中「「㉙」から「㉛」まで」を「「㉕」から「㉗」まで」に、「別表六の二(十二)の記載要領第２号」を「別表六の二(十二)の記載要領第４号」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改める。

別表六の二(十一)の付表の表中

別表六の二(十九)「30」	別表六の二(十九)「14」
別表六の二(十九)「31」	別表六の二(十九)「15」

を

別表六の二(三十)「36」	別表六の二(二十六)「36」
別表六の二(三十)「37」	別表六の二(二十六)「37」
別表六の二(三十)「38」	別表六の二(二十六)「38」
別表六の二(三十)「39」	別表六の二(二十六)「39」

に、

に改め、同表の記載要領第１号(2)中「(3)に」を「(2)及び(4)に」に、「第16条」を「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第16条」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(5)を削り、同号(4)を同号(5)とし、同号(3)中「(3)に」を「(4)に」に、「令和２年旧措置法」を「令和２年改正前措置法」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法第68条の13第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定